

君津市市民協働のまちづくり条例の解説



平成21年1月

君津市企画財政部総合企画課

目 次

1	策定の趣旨	1
2	条例の特徴	2
3	条例の解説	3
	前文	3
	第1条 目的	4
	第2条 用語の定義	5
	第3条 基本理念	7
	第4条 市民の役割	8
	第5条 市民活動団体の役割	8
	第6条 事業者の役割	8
	第7条 市の役割	9
	第8条 市民参加の対象施策	10
	第9条 市民参加の方法	13
	・審議会等の開催	13
	・ワークショップの開催	14
	・懇談会等の開催	15
	・まちづくり意見公募手続の実施	16
	第10条 市民提案	22
	第11条 市民協働の機会の確保	26
	第12条 市民活動の促進	29
	第13条 その他	30
	附則	30

1 策定の趣旨

地方分権の進展や少子高齢社会の到来、市民ニーズの多様化等に対応し、魅力あふれるまちづくりを推進するためには、従来の行政主導の手法に止まらず、市民、市民活動団体、事業者（以下、「市民等」といいます。）及び市が確かな信頼関係を結び、相互の連携、協力関係を強化していくことが大切であり、そのための仕組みづくりが求められています。

本市においてはこれまでも、自治会やその他のNPO団体等の自主的な市民活動が、また、市の事業における市民等との連携、協力が行われてきました。今後、これを更に発展させるためには、市民等及び市がその目的やルールを共有しながら取り組むことが必要です。

そのため、市民等及び市の連携、協力の基本的な考え方やそれぞれの役割分担等を明らかにする、君津市市民協働のまちづくり条例を策定することとしました。

(1) 市民協働のまちづくりとは

「協働」とは、異なる主体が共通の目的のため各々の考えや資源を持ち寄り、各々の役割と責任を自覚したうえで、対等の立場に立って協力することであると考えます。

これまでのまちづくりには、行政主導の手法が多く取り入れられてきました。しかし、住民自治という言葉が示すとおり、本来のまちづくりはそこに住む市民が主体的に取り組むことが求められます。

このことから、本市のまちづくりは、誰もが「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と感じるができる活力に満ちた魅力あふれる君津市をつくるという共通の目的を達成するため、異なる価値観や判断を持つ自立した市民等と市が、その違いを尊重しながら各々の役割と責任を自覚したうえで、補完し合い、協力し合う、市民協働のまちづくりを目指すものです。

(2) 市民協働推進の背景

市民協働のまちづくりの推進には、次のような背景があります。

ア 市民意識の向上

地域コミュニティの希薄化や家庭や地域の教育力の低下等が憂慮される中で、自主的な地域貢献活動や行政施策への積極的な参加等、市民活動の高まりがみられ、今後このような状況を発展、継承していくため、市民の活力を生かす仕組みづくりが必要となります。

イ 地域課題や市民ニーズの多様化

少子高齢化の進展や環境問題等、社会環境の変化に伴い、地域の課題や市民ニーズが多様化、複雑化しています。そのため、市だけでそれらに対応する、きめ細かい公共サービスを担うことが困難な状況になっています。

ウ 地方分権改革の進展

国と地方の役割や関係を見直す地方分権改革の進展により、これまでの画一的な自治体運営から脱却し、地域の特色を生かした個性豊かなまちづくりを行うことが求め

られています。そこでは、様々な知恵や行動力、地域への愛着を持つ市民等と市が共に考え、協力していくことが必要です。

(3) 期待される市民協働の効果

具体的には、次のような市民協働の効果が期待できるものと考えます。

市民等にとっては、

- ・ まちづくりに自ら携わることで、仲間づくりや生きがいづくりの機会が広がる。
- ・ まちづくりへの関心や参画意識が向上し、住民自治推進の機運が高まる。
- ・ よりきめ細かな市民サービスを享受できる。
- ・ 学習の成果を地域に還元する契機となる。
- ・ 市民活動の目的や理念をより効果的に実現できる。
- ・ 市民活動の社会的な認知度が高まる。

市にとっては、

- ・ 市民等の豊かな発想や専門性を施策に反映することができる。
- ・ 市民等の目線に沿った質の高い効果的な市民サービスを提供することができる。
- ・ 事業の見直しにより、行財政運営の効率化を図ることができる。
- ・ 民間活力に触れることにより、職員の意識改革を図ることができる。

2 条例の特徴

(1) 市民参加、市民協働、市民活動の促進に関する基本的な考え方を規定

上記1で述べたように、「市民協働」は今後のまちづくりの中心をなす概念です。

一方、市民等が市の施策に主体的な立場で参加することで、その意見を行政運営に反映する「市民参加」は「市民協働」の一形態といえます。その「市民参加」意識の向上が市民活動の契機となり、新たな「市民協働」へとつながることが期待されます。

また、より効果的な「市民協働」を行うには、その相手方である市民等が充実した社会貢献活動を行うことができるよう支援することが求められます。

このように、「市民参加」及び「市民協働」、「市民活動の促進」は、今後のまちづくりにとって、どれも欠くことのできない要素であり、これらの基本的な考え方を一体的に定めることにより、よりいっそうの相乗効果が期待されます。

(2) 誰にでも分かりやすく、なじみやすい文章

この条例は、その趣旨からすべての市民等が容易に理解できるものであることが必要です。これまでの条例とは異なり、難解な行政用語の類はなるべく使用せず、文体を「です・ます」調として、誰にも分かりやすく、なじみやすい文章としました。

(3) 本市では初めての「前文」のある条例

本市が目指すまちづくりとその課題、条例制定の趣旨を明らかにし、市民等によく理解していただけるように前文を置くこととしました。

3 条例の解説

〈前文〉

君津市は、水と緑の豊かな自然に恵まれ、歴史と文化が連綿と受け継がれているまちです。

先人が守り培ってきた、これらの地域資源を有効に活用し、誰もが「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と感じることができる活力に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めるためには、その主役となる市民一人ひとりが、まちづくりを自らの問題として捉え、何ができるのかを考えるとともに、市民活動団体、事業者及び市と連携、協力していくことが大切です。

そのためには、市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を分担し、どのように連携、協力していくべきなのかといった基本的なルールが必要なことから、ここに「君津市市民協働のまちづくり条例」を制定します。

【考え方】

- 1 この条例の制定理念を強調するため、前文を設けました。

前文は、具体的な法規を定めたものではないため、これにより直接法的な効果が生ずるものではないと考えられていますが、条例の一部を構成するものであり、各条文の解釈の基本を示す意味を持っています。

- 2 ここでは、本市が目指すまちづくりと、その推進には市民等と市が役割を分担し、連携、協力することが必要であることを表明しています。

- 3 本市ではこれまでも、様々な場面で市民等と市が連携、協力したまちづくりが行われており、この条例がなければ本市の目指す市民協働のまちづくりが推進できないということではありませんが、条例という形でその目的や基本的なルールを明確にし、共有することにより、より効果的に市民協働のまちづくりが推進されるものと考えます。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加及び市民協働によるまちづくりについての基本的な事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割と責任に基づき、連携、協力してまちづくりに当たることにより、活力に満ちた魅力あふれる君津市の実現を図ることを目的とします。

【考え方】

- 1 この規定は、条例の制定により実現しようとする目的を明らかにしたもので、条例内容のあらましを理解する手助けとなるとともに、条例解釈の指針となるものです。
- 2 「市民参加及び市民協働によるまちづくりについての基本的な事項」が、この条例で規定する事項であり、以下の条文で、市民等及び市の役割、市民参加の対象施策及びその方法、市民協働及び市民活動の促進に関する基本的な考え方等を定めています。
- 3 「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割と責任に基づき、連携、協力してまちづくりに当たること」、つまり市民協働によるまちづくりを推進することが、この条例の直接の目的であり、「活力に満ちた魅力あふれる君津市の実現を図ること」が究極の目的ということになります。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住んでいる人、市内で働く人又は学ぶ人をいいます。
- (2) 市民活動 営利を目的とせずに、市民が自主的に行う社会貢献活動をいいます。ただし、宗教、政治に関する活動を目的とするものは除きます。
- (3) 市民活動団体 市内において市民活動を行うことを主な目的とする団体をいいます。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいいます。
- (5) 市民等 市民、市民活動団体、事業者をいいます。
- (6) 市民参加 市民等が、市の施策の企画立案から実施、評価までの各段階において主体的に参加することをいいます。
- (7) 市民協働 市民等及び市が、それぞれの役割と責任に基づき対等の立場で協力し、よりよいまちづくりに取り組むことをいいます。
- (8) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。

【考え方】

1 この規定は、この条例で使用する用語の意味を定めるもので、同じ言葉でも、一般的に使われる場合の意味と合致しない場合もあるので、注意してください。

2 第1号関係（市民）

ここでの市民とは、市の区域内に住所を有する人だけでなく、多くの時間を市内で過ごし、市の行政サービスを享受することとなる在勤者、在学者を含めています。

3 第2号関係（市民活動）

(1) 市民活動には、趣味的な活動や構成員の互助的な活動、地域社会の維持、向上に貢献する活動等様々なものがありますが、ここでは、地域社会の維持、向上に貢献する活動を対象としています。

(2) 「営利を目的とせずに」とは、収益活動すべてを禁止する（無報酬）ということではなく、活動で得た利益を構成員等の関係者に配分しないということです。活動のために必要な有給のスタッフを雇ったり、物資を購入するための経費を賄うために、サービスに見合った対価を徴収して事業収益を上げることを排除するものではありません。

この場合、スタッフへの報酬は活動のための経費であり、利益の配分とは考えていません。

(3) 宗教活動については行政の財政的支援等に対する憲法上の制限から、政治活動については中立性の観点から、対象としません。

4 第3号関係（市民活動団体）

市民活動団体とは、市内において第2号の市民活動を行うことを主な目的とする団体をいい、法人格の有無は問いません。

5 第4号関係（事業者）

事業者は具体的には、営利を目的とする事業を行う個人又は法人及び公益法人、学校法人、協同組合その他これらに類する団体で、市内で事業活動を行う者をいいます。

6 第5号関係（市民等）

市民等とは、市民、市民活動団体、事業者の総称です。

7 第6号関係（市民参加）

市民参加とは、すべての市民等に行政情報と参加の機会が提供されることにより、市民等が、市の施策の企画立案から実施、評価までの各段階において主体的に参加することをいいます。

8 第7号関係（市民協働）

市民協働とは、異なる価値観や判断を持つ自立した市民等と市が、その違いを尊重しながら、それぞれの役割と責任に基づき対等の立場で協力し、よりよいまちづくりに取り組むことをいいます。

9 第8号関係（市の執行機関）

市の執行機関は、独自の執行権を持ち、担当する事務については市としての意思決定を自ら行うことができますので、それぞれの担当分野で市民等との協働によるまちづくりを行うこととなります。

議会は議決機関であるため、ここには含まれません。

(基本理念)

第3条 君津市のまちづくりは、次の事項を前提として、市民協働により進めることを基本とします。

- (1) 市民参加の機会がすべての市民等にかかっていること。
- (2) 市民等が主体的に参加すること。
- (3) 市民等及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (4) 市民等及び市がお互いの自主性と自立性を尊重すること。

【考え方】

1 第1号及び第2号関係

市民参加は、市民協働の一形態であるとともに、市民協働の第一歩でもあります。市はすべての市民等に市民参加の機会を提供し、市民等はそれを主体的にとらえて、積極的に参加することにより、新たな市民協働へとつながることが期待されます。

2 第3号関係

市民等と市が信頼関係を構築し、対等の立場で協力するためには、お互いが持っている地域の現状と課題に対する認識や課題解決の方向性等、まちづくりに関する情報を共有することが基本となります。

3 第4号関係

市民等と市が、それぞれの能力や特性を生かして役割と責任を分け合いながら、主体的にまちづくりに取り組むためには、お互いが依存することなく自主、自立していることが必要です。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりへの参加に努めます。

- 2 市民は、まちづくりに関して自らできることを考え、行動するよう努めます。
- 3 市民は、市民活動に関する理解を深め、協力するよう努めます。

【考え方】

市民は、自身がまちづくりの主役であり、地域の課題は自らの課題であることを確認し、市民参加や市民活動への協力、実践をとおして、まちづくりへの参加に努めることを期待するものです。

ただし、その参加や協力、実践は、もちろん強要されるものではなく、市民の自主性、自発性に基づくことが前提となります。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を自覚し、市民活動を行います。

- 2 市民活動団体は、その活動に関する情報をわかりやすく市民等に提供することにより、その理解と参加が得られるよう努めます。

【考え方】

地域コミュニティの希薄化が懸念される中で、地域の担い手としての市民活動団体の活躍が期待されています。市民活動団体はその期待に応えるため、責任ある行動を取るとともに、その活動の有益性を自ら発信していくことが求められます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、市民活動及び市民協働のまちづくりに関する理解を深め、その推進に協力するよう努めます。

【考え方】

事業者の本来の目的は、営利や構成員の事業・生活の改善であり、また、物やサービスの提供、雇用等により社会的な責務を果たしています。しかしながら、地域社会の一員として、まちづくりに対する理解と協力が求められます。具体的には、人材や活動場所の提供、物品の貸し出し等が考えられます。

ただし、その理解や協力は、もちろん強要されるものではなく、事業者の自主性、自発性に基づくことが前提となります。

(市の役割)

第7条 市は、市民参加及び市民協働のまちづくりに関する情報を、わかりやすく市民等に提供します。

2 市は、市民参加及び市民協働の機会を積極的に提供するとともに、市民等の意見をまちづくりに反映するよう努めます。

3 市は、市民活動を促進するための施策を充実するよう努めます。

【考え方】

1 市民等と市と対等の立場で議論するには、十分な情報が提供される必要があるため、市民参加及び協働のまちづくりの推進には情報の提供が必要不可欠なものとなります。

2 市民参加の機会の提供については第8条（市民参加の対象施策）及び第9条（市民参加の方法）に、市民提案手続については第10条（市民提案）に、市民協働の機会については第11条（市民協働の機会の確保）に考え方や方法を規定しています。

3 「市民活動を促進するための施策」とは、第12条（市民活動の促進）に定める、情報の収集と提供、市民活動の啓発活動、ネットワークづくり、財政的な支援制度を指します。

(市民参加の対象施策)

第8条 市の執行機関は、次の施策を行うときは、市民参加の手続を行うものとします。

- (1) 市の総合的な構想及び計画の策定又は変更
- (2) 環境、保健、教育等の各行政分野における基本的な計画の策定又は変更
- (3) 次の条例の制定、改正又は廃止
 - ア 市の基本的な方針を定める条例
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例
 - ウ 市民の生活や活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- (4) 広く市民等が利用する市の主要な施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その性質及び市民生活への影響を考慮し、市の執行機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

- (1) 緊急に行う必要があるもの
- (2) 基本的な計画等の変更又は条例の改正で、軽易なもの
- (3) 市民参加の方法が法令等により定められているもの
- (4) 施策の内容が法令等により定められているため、市の執行機関の裁量の余地が少ないもの
- (5) 金銭徴収及び金銭給付に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

【考え方】

1 これまでも、審議会や懇談会の開催等の方法により市民参加を進めてきましたが、統一的な取り決めがないため、どのような施策を対象に、どのような方法で行うのか不明確でした。そのため、本条及び第9条でその基本原則を定めるものです。

2 第1項関係

(1) 第1号

「市の総合的な構想及び計画」とは、基本構想や総合計画、まちづくり計画等、市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向を定める計画等のことをいいます。

(2) 第2号

「各行政分野における基本的な計画」とは、行政改革大綱や環境基本計画、都市計画マスタープラン、生涯学習推進プラン等、各行政分野における基本事項を定める計画等をいいます。

(3) 第3号

ア 市の基本的な方針を定めるもの

市政全般又は各行政分野における基本的な理念、方針市政を推進する上での共通の制度を定める条例をいい、例として「行政手続条例」「環境保全条例」等があります。

行政組織条例、一般職の職員の給与等に関する条例等、行政内部のみに適用されるものは、該当しません。

イ 市民に義務を課し、又は権利を制限するもの

地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例が該当し、例として「自転車の放置防止に関する条例」「廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」「火災予防条例」等があります。

ウ 市民の生活や活動に直接かつ重大な影響を与えるもの

例として「情報公開条例」「個人情報保護条例」等があります。

(4) 第4号

「広く市民等が利用する市の主要な施設の建設に係る基本的な計画」とは、広く市民等が利用する市の中核的な機能を有する施設（市民体育館、公民館、図書館等）の建設に係る基本的な計画をいいます。

(5) 第5号

第1号から第4号の施策以外でも、市民の知識や経験を生かすことにより、より効果的に施策を展開できると認められるものや、市民生活への影響が大きいと認められるものを市民参加の対象とするものです。

3 第2項関係

第1項の規定による市民参加の対象施策であっても、市民参加の対象としないことができる場合を規定しています。

(1) 第1号

「緊急に行う必要があるもの」とは、この手続に必要な時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、この手続を経る時間がない場合をいいます。

(2) 第2号

「基本的な計画等の変更又は条例の改正で、軽易なもの」とは、制度の大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものをいいます。

(3) 第3号

「市民参加の方法が法令等により定められているもの」とは、法定縦覧手続等、案

の公表、意見提出が上位法令で定められている場合等をいいます。

(4) 第4号

「市の執行機関の裁量の余地が少ないもの」とは、上位法令や国県の計画により内容が詳細に規定され、その規定に沿って選択の余地のない決定をする場合をいいます。

(5) 第5号

市税、使用料、手数料等、金銭徴収に関するものについては、財政基盤に関わることから地方自治法第74条第1項に定める直接請求の対象から除外されていますので、同法規定の趣旨に準じて、対象としないものとします。また、補助金、貸付金のように、行政サービスを金銭給付するものについても同様とします。

(市民参加の方法)

第9条 市の執行機関は、前条の規定により市民参加の手続を行うときは、次の方法のうち、いずれか1つ以上を行うこととします。

- (1) 審議会等の開催 施策について、法律や条例等に基づき設置する審議会や協議会等に意見を求めることをいいます。
- (2) ワークショップの開催 施策についての一定の案をつくるため、参加者が議論や共同作業を行う会合を開催することをいいます。
- (3) 懇談会等の開催 施策についての意見を聴取するため、その施策の説明を行い、意見交換を行う懇談会、意見交換会等を開催することをいいます。
- (4) まちづくり意見公募手続の実施 作成した施策の案を公表して、広く一般の意見を求める手続を実施することをいいます。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

2 市の執行機関は、市民参加の手続を行うときは、次の事項に留意します。

- (1) 効果的な方法であること。
- (2) 幅広く市民等が参加できるようにすること。
- (3) 一部の地域を対象とする施策については、その地域の市民等が数多く参加できるように配慮すること。
- (4) 高度の専門性を有する施策については、その施策に関する深い知識や経験を持つ市民等が参加できるようにすること。

【考え方】

1 第1項関係

市の執行機関は、対象施策の内容や性質に応じて、効果的な市民参加が得られるような方法を選択することになります。具体的には、「審議会等の開催」、「ワークショップの開催」、「懇談会等の開催」、「まちづくり意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施」、その他適当と認められる方法のうちから1つ以上の方法を選択し、市民参加手続を行うことになります。

(1) 第1号（審議会等の開催）

ア 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び要綱等により設置された懇話会等をいい、学識経験者や関係者等、特定の委員が特定の課題について検討するものです。

イ 委員の選任にあたっては、市民等の多様な意見を反映するため、君津市市民協働のまちづくり条例施行規則（以下、「施行規則」といいます。）第2条第1項で「法令に特別の定めがある場合を除き、委員の性別、年齢、居住地域等に著しい偏りが生じないよう、また、委員の在期数、他の審議会等の委員の兼職状況等に配慮し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるもの」としています。

ウ また、市政の透明性を確保し、開かれた市政を推進するため、君津市審議会等の会議の公開に関する規則（平成18年君津市規則第1号）により審議会等の会議を

公開することを、施行規則第2条第2項で規定しています。

なお、会議内容が個人に関する情報等を基に審議が行われる場合等、非公開で行う場合があります。

〈地方自治法第138条の4第3項〉

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

〈施行規則第2条〉

第2条 市の執行機関は、審議会等の委員を選任するときは、法令に特別の定めがある場合を除き、委員の性別、年齢、居住地域等に著しい偏りが生じないよう、また、委員の在期数、他の審議会等の委員の兼職状況等に配慮し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 審議会等の会議の公開については、君津市審議会等の会議の公開に関する規則（平成18年君津市規則第1号）によるものとする。

(2) 第2号（ワークショップの開催）

ア 「ワークショップ」とは、施策についての一定の案をつくるため、参加者が議論や共同作業を行う会合のことをいいます。

イ ワークショップのもともとの意味は、「作業場」や「工房」等、共同で何かを作る場所のことですが、ここでは参加者が主体となって、お互いに触発し合いながら自由な議論や共同作業に取り組み、施策についての一定の案をつくる場ということになります。

ウ ワークショップには、あらかじめ委員を選任する場合や不特定の方に集まっただけ開催する場合等、いろいろな形態が考えられますが、ここではあらかじめ委員を選任する場合を想定しています。

エ 委員の選任にあたっては、施行規則第3条第1項で「公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう配慮するとともに、必要に応じて専門的な知識を有する市民等を選任するよう努める」ことを規定しています。

オ また、ワークショップの会議については、施行規則第3条第2項で、君津市審議会等の会議の公開に関する規則に準じた手続により公開することとしています。

〈施行規則第3条〉

第3条 市の執行機関は、ワークショップの委員を選任するときは、公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう配慮するとともに、必要に応じて専門的な知識を有する市民等を選任するよう努めるものとする。

2 君津市審議会等の会議の公開に関する規則の規定は、ワークショップの会議の公開について準用する。

(3) 第3号（懇談会等の開催）

ア 「懇談会等」とは、施策についての意見を聴取するため、その施策の説明を行い、意見交換を行う懇談会、意見交換会等を開催することをいいます。

イ 懇談会等は、広く市民等から意見を聴取するため、多くの方に集まっていただき、市としての意思決定をする前に意見交換を行うものです。

ウ 懇談会等を開催するときは、施行規則第4条第2項に規定する方法で、同条第1項に規定する事項を公表することにより参加者を募集することになります。

施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所」は、原則として市役所1階総合案内付近とします。

また、広報きみつへの掲載や自治会回覧等の方法により、周知に努めることとします。

〈施行規則第4条〉

第4条 市の執行機関は、懇談会等を開催するときは、対象施策に対して広く市民等から意見を聴取するため、次の事項を公表するものとする。

(1) 開催日及び開催場所

(2) 対象施策の趣旨及び内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

(4) 第4号(まちづくり意見公募手続の実施)

ア 「まちづくり意見公募手続」とは、作成した施策案を公表し、広く市民等から意見を提出していただく機会を設け、市は提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行うもので、いわゆるパブリックコメント手続のことをいいます。

イ まちづくり意見公募手続の詳細については、施行規則第5条から第8条までに規定しています。

施行規則第5条(案等の公表)

第6条(意見の提出)

第7条(意見への対応)

第8条(実施状況の公表)

〈まちづくり意見公募手続に係る案等の公表〉

a 施策案の公表は、「意思決定を行う前の適切な時期」に行います。(施行規則第5条第1項)

(a) 条例案や議会の議決を要するものは議会提案前のことをいいます。

(b) 主要な施設の基本的な計画の策定については、原則として基本設計の前段階の計画(基本設計の仕様書となるもの)について実施するものとします。

b 施策案を公表するときは、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、必要に応じて次の関係資料を添える等、市民等にとってのわかりやすさを心がけます。(施行規則第5条第2項)

(a) 施策の案の趣旨、目的及び背景

(b) 施策の案の概要

(c) その他、施策の案を理解するために必要な資料

c 施策案を公表するときは、意見の提出先、提出方法、提出期間、意見を提出できる者の範囲等必要な事項を併せて明示するものとします。(施行規則第5条第3項)

d 施策案の公表は、懇談会等を開催するときの方法に準じ、施行規則第4条第2項に規定する方法により行います。(施行規則第5条第4項)

ただし、施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示」は「市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの閲覧又は配布」とします。

また、「市の執行機関が指定する場所」は、原則として施策の担当課とします。

〈施行規則第5条〉

第5条 市の執行機関は、まちづくり意見公募手続を実施するときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案を公表するものとする。

2 市の執行機関は、前項の規定により対象施策の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景

(2) 対象施策の案の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

3 第1項の規定による公表を行うときは、意見の提出先、提出方法、提出期間、意見を提出できる者の範囲等必要な事項を併せて明示するものとする。

4 第4条第2項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。この場合において、第4条第2項第1号中「掲示」とあるのは「閲覧又は配布」と読み替えるものとする。

〈施行規則第4条第2項〉

第4条

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

〈まちづくり意見公募手続に係る意見の提出〉

a 意見を提出できるのは、市民等及び当該対象施策に利害関係を有する者として。

また、意見を提出するときは、意見提出にかかる責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があるため、氏名、住所等、施行規則別表に掲げる事項を明らかしなければなりません。(施行規則第6条第1項)

b 施行規則別表の「明らかにする事項」のうち、「連絡先」は意見の提出者と容易に連絡を取ることができるものをいい、電話番号やEメールアドレス等が考えられます。

c 意見の提出期間は、多くの市民から意見提出をいただけるよう案を検討し意見を提出する準備期間を取る必要があるため、原則30日以上とします。

ただし、30日以上期間を設けると施策の効果がなくなるような場合等の「やむを得ない理由」があるときは、30日未満とすることができます。(施行規則第6条第2項)

d 意見の提出方法は、窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等とし、素案の公表時に明示します。意見提出の際の様式については、市民等が様式を入手する手間を考慮し、特に定めないこととします。(施行規則第6条第3項)

電子メールにより意見が提出された場合は、受信確認のメールを送信します。意見の提出から数日経過しても受信確認メールが返信されない場合は、担当課へお問い合わせください。

〈施行規則第6条〉

第6条 まちづくり意見公募に係る意見を提出できる者は、市民等及び当該対象施策に利害関係を有する者とし、意見を提出しようとするときは、別表に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 意見の提出期間は、第5条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして30日未満とすることができる。

3 意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の執行機関が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

〈別表〉

区 分		明らかにする事項
市内に住んでいる人		氏名、住所及び連絡先
市内で働く人		氏名、住所、連絡先、勤務先の名称及び所在地
市内で学ぶ人		氏名、住所、連絡先、学校の名称及び所在地
市民活動団体		団体の名称、所在地、代表者氏名、連絡先
事業者	個人	事務所又は事業所の名称及び所在地並びに氏名及び連絡先
	団体	事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者氏名及び連絡先
まちづくり意見公募手続に係る対象施策に利害関係を有する者	個人	氏名、住所、連絡先及びまちづくり意見公募手続に係る対象施策の利害関係の内容
	団体	団体の名称、所在地、代表者氏名、連絡先及びまちづくり意見公募手続に係る対象施策の利害関係の内容

〈まちづくり意見公募手続に係る意見への対応〉

a 市の執行機関は、提出された意見を考慮して施策の意思決定を行います。(施行規則第7条第1項)

ただし、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、提出された意見を十分考慮して、その上で判断するということがこの手続の趣旨です。

b 市の執行機関が意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。(施行規則第7条第2項) 公表期間は、原則として3ヶ月とします。

(a) 提出された意見の概要(意見の提出がなかった場合にあっては、その旨)

(b) 提出された意見に対する市の執行機関の考え方

(c) 対象施策の案を修正したときは、修正の内容及びその理由

c 上記bの公表は、懇談会等を開催するときの方法に準じ、施行規則第4条第2項に規定する方法により行います。(施行規則第7条第3項)

ただし、施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示」は「市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの閲覧又は配布」とします。

また、「市の執行機関が指定する場所」は、原則として施策の担当課とします。

〈施行規則第7条〉

第7条 市の執行機関は、提出された意見を考慮して対象施策の意思決定を行わなければならない。

2 市の執行機関は、前項の規定により対象施策についての意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 提出された意見の概要(意見の提出がなかった場合にあっては、その旨)

(2) 提出された意見に対する市の執行機関の考え方

(3) 対象施策の案を修正したときは、修正の内容及びその理由

3 第4条第2項の規定は、前項の公表の方法について準用する。この場合において、第4条第2項第1号中「掲示」とあるのは「閲覧又は配布」と読み替えるものとする。

〈施行規則第4条第2項〉

第4条

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

〈まちづくり意見公募手続に係る実施状況の公表〉

- a 市の執行機関が行っているまちづくり意見公募手続について、案件名、公表日、意見の提出期限、対象施策の案等の閲覧又は配布の方法及び問い合わせ先を記載した一覧表を作成し公表します。(施行規則第8条第1項及び第2項)

この事務は、総合企画課で行います。

- b 上記aの公表は、懇談会等を開催するときの方法に準じ、施行規則第4条第2項に規定する方法により行います。(施行規則第8条第3項)

ただし、施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示」は「市長が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示」とします。

また、「市長が指定する場所」は、原則として市役所1階総合案内付近とします。

〈施行規則第8条〉

第8条 市長は、市の執行機関が行っているまちづくり意見公募手続の一覧表を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、対象施策の案等の閲覧又は配布の方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第3号中「市の執行機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

〈施行規則第4条第2項〉

第4条

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

(5) 第5号（市の執行機関が適当と認める方法）

市の執行機関は、審議会等、ワークショップ、懇談会等、まちづくり意見公募手続のほかに、適切かつ効果的と認められる市民参加の方法があるときは、積極的に活用するよう努めるものとします。(施行規則第9条)

その他の方法として、アンケート調査、フォーラム、シンポジウム等が考えられません。

- a フォーラムとは、施策について議題を提案し、参加者が公開の場で意見交換や討

論を行う会合のことをいいます。

- b シンポジウムとは、施策について議題を提案し、何人かの専門家や報告者が意見を出し、それを元に参加者が討論を行う会合のことをいいます。

〈施行規則第9条〉

第9条 市の執行機関は、審議会等の開催、ワークショップの開催、懇談会等の開催及びまちづくり意見公募手続の実施のほかに、適切かつ効果的と認められる市民参加の方法があるときは、積極的に活用するよう努めるものとする。

2 第2項関係

市の執行機関が市民参加の手続を行うときは、次の事項に留意します。

(1) 第1号

施策の内容に応じて、効果的な方法を選択します。案件によっては複数の方法で行うことが必要な場合も考えられますが、要する時間や費用対効果を考慮する必要もあります。

(2) 第2号

特定の個人や団体に偏らないよう、幅広く市民等が参加できるようにします。

(3) 第3号

一部の地域を対象とする施策については、その地域の市民等が数多く参加できるように配慮します。

(4) 第4号

高度の専門性を有する施策については、その施策に関する深い知識や経験を持つ市民等が参加できるように配慮します。

(市民提案)

第10条 市民等は、複数の市民等の合意により、その代表者から市の執行機関に対して、よりよいまちづくりや地域の課題解決等につながる具体的な施策を提案することができます。

2 市の執行機関は、市民等に対して、よりよいまちづくりや地域の課題解決等につながる具体的な施策の提案を求めることができます。

【考え方】

1 市民提案手続は、第8条及び第9条で規定する市民参加手続が、市が作成した施策案をもとに意見や協議、検討をいただき、また、市が提示する行政課題に関して市職員と協力しながら案をまとめていただくものであるのに対して、市民等がより主体的に参加し、市民の自由な発想や知識、経験等をまちづくりに生かしていくことを目指す制度として創設するものです。

市民等から自発的な提案をする場合と市の執行機関が提案を求める場合があります。

2 第1項（市民等からの自発的な提案）

(1) 市民等は、よりよいまちづくりや地域の課題解決等につながる具体的な施策を提案することができるものであり、単なる意見や要望等ではなく、提案内容をもとに市の執行機関が施策の案を容易に作成することができるような具体性を持ったものを想定しています。

(2) この市民提案は、複数の市民等の合意による必要があります。

これは、少なくとも2人以上の市民等が知恵を出し合い、議論を重ねて合意を得ることによりよりよい施策案が提案されるものと考え、複数の市民等の合意によることとしたものです。

(3) 市民提案は、市民提案書（施行規則別記第1号様式）及び市民提案者名簿（施行規則別記第2号様式）に、必要に応じて関係書類を添付し、総合企画課へ提出するものとし、（施行規則第10条第1項）

この項による市民提案については、その窓口を総合企画課に一本化することにより、市民等の利便性を図るものです。

(4) 上記（3）により提出された市民提案は、関係部署と協議のうえ担当課へ送付します。市民提案を受けた担当課は提案内容を検討し、提案のあった日から起算して6ヶ月以内にその結果及び理由を提案者に通知するとともに公表するものとし、

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表したうえで期間を延長することができるものとし、（施行規則第10条第3項）

(5) 上記(4)の公表は、懇談会等を開催するときの方法に準じ、施行規則第4条第2項に規定する方法により行います。(施行規則第10条第4項)

施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所」は、原則として市役所1階総合案内付近とします。

〈施行規則第10条第1項、第3項及び第4項〉

第10条 条例第10条第1項の規定により市民提案をしようとする市民等は、市民提案書(別記第1号様式)及び市民提案者名簿(別記第2号様式)に、必要に応じて関係資料を添えて企画財政部総合企画課に提出するものとする。

3 市の執行機関は、前2項の規定により市民提案が提出されたときは、提案内容を検討し、提案のあった日から起算して6か月以内にその結果及び理由を当該提案者に通知するとともに公表するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表したうえで期間を延長することができるものとする。

4 第4条第2項の規定は、前2項の公表の方法について準用する。

〈施行規則第4条第2項〉

第4条

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

3 第2項（市の執行機関が提案を求める場合）

(1) 市の執行機関が市民等に対して、よりよいまちづくりや地域の課題解決等につながる具体的な施策の提案を求めることができることを規定しています。

(2) 市の執行機関が市民提案を求めるときは、次の事項を公表するものとします。（施行規則第10条第2項）

ア 提案を求める施策の目的

イ 提案できる者の範囲

ウ 提案の提出先及び提出方法

エ 提案の提出期間

オ 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

(3) 上記（2）の公表は、懇談会等を開催するときの方法に準じ、施行規則第4条第2項に規定する方法により行います。（施行規則第10条第4項）

施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所」は、原則として市役所1階総合案内付近とします。

(4) 市民等が市の執行機関からの求めに応じ市民提案を行う場合は、自発的な市民提案と同様に、市民提案書（施行規則別記第1号様式）及び市民提案者名簿（施行規則別記第2号様式）に、必要に応じて関係書類を添付し、担当課へ提出するものとします。

(5) 上記（4）により提出された市民提案は、担当課で提案内容を検討し、提案のあった日から起算して6ヶ月以内にその結果及び理由を提案者に通知するとともに公表するものとします。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表したうえで期間を延長することができるものとします。（施行規則第10条第3項）

(6) 上記（5）の公表は、懇談会等を開催するときの方法に準じ、施行規則第4条第2項に規定する方法により行います。（施行規則第10条第4項）

施行規則第4条第2項第1号の「市の執行機関が指定する場所」は、原則として市役所1階総合案内付近とします。

〈施行規則第10条第2項、第3項及び第4項〉

第10条

2 条例第10条第2項の規定により市の執行機関が市民提案を求めるときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案を求める施策の目的
- (2) 提案できる者の範囲
- (3) 提案の提出先及び提出方法
- (4) 提案の提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

3 市の執行機関は、前2項の規定により市民提案が提出されたときは、提案内容を検討し、提案のあった日から起算して6か月以内にその結果及び理由を当該提案者に通知するとともに公表するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表したうえで期間を延長することができるものとする。

4 第4条第2項の規定は、前2項の公表の方法について準用する。

〈施行規則第4条第2項〉

第4条

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

(市民協働の機会の確保)

第11条 市の執行機関は、市民等が持つ専門性、地域性、創造性、柔軟性等の特徴をまちづくりに充分活かすことができるように、企画立案への参加、共催、後援、情報交換等の協働の機会を提供するよう努めます。

【考え方】

- 1 市の執行機関は、市民等が持つ専門性、地域性、創造性、柔軟性等の特徴をまちづくりに充分活かすことができるように、協働の機会を積極的に提供するよう努めることを規定するものです。
- 2 市民等は、まちづくりに必要な次のような特徴を持っています。
 - (1) 専門性
自発的な取り組みや様々なネットワークに裏打ちされた得意分野をもっており、実践的な知識や経験が蓄積されています。
 - (2) 地域性
活動の発想が実生活に基づくため、行政区域や縦割りの考え方にとらわれることなく地域の課題に取り組むことができます。
 - (3) 創造性
独自の考えで自発的な取り組みを行うことから、制度的には対応しにくい社会的課題に対し、従来にない新たな発想の社会的サービスの提案や提供を行うことができます。
 - (4) 柔軟性
均一性や制度的な枠組みにとらわれず、様々な経験や知識に基づく自由な発想や臨機応変な行動をすることができます。
 - (5) 多様性
様々な活動が自発的に行われることにより、提供される社会的サービスは多様なものになります。また、この多様性が競争を生み、水準の向上につながります。
 - (6) 啓発性
市民等が自ら活動することにより、まちづくりに対する関心が薄い市民等に市民参加を促すことができます。

3 市民協働の機会として、次のような手法があります。

(1) 情報提供や情報交換

市の執行機関は、広報きみつや自治会回覧、ホームページ等により、行政情報の提供を行います。また、懇談会等の開催により、市民等との情報交換を行い、情報の収集・共有化を図ります。

例) 第3次まちづくり計画懇談会、市民活動に関する懇談会

(2) 審議会や委員会等への参加

専門的な知識・経験や市民等の生の声を取り入れるため、審議会や委員会等への参加により、意見や提案を施策に反映するものです。

例) 各種審議会、協働のまちづくり市民会議

(3) 共催

市民等と市が、共に主催者として共同で事業を行うもので、それぞれの特性を生かし、事業内容の充実を図るものです。

例) 健康と福祉のふれあいまつり（健康と福祉のふれあいまつり実行委員会・君津市社会福祉協議会・君津市の共催）

(4) 後援

市民等が実施する事業に対し、市がその趣旨に賛同し、開催を支援するもので、社会的信頼性を高め、事業の効果的な実施を図るものです。

例) 各種講演会やイベントへの後援

(5) 事業協力

市民等と市が事業の目的や役割分担、経費負担等を取り決め、協力して事業を実施するものです。

例) 自治会等の協力による公園管理や里山管理事業
保護者や警察、交通安全協会等と協力した交通安全教室

(6) 実行委員会

市民等と市が構成員となり主催団体をつくり、事業を実施するものです。様々な分野からの参加により、事業内容の充実を図るものです。

例) 生涯学習フェスティバル実行委員会、君津市民ふれあい祭り実行委員会

(7) 補助

公益性のある事業に対し、財政的な支援をするものです。行政が取り組んでいないサービスの提供により、幅広い公共的なサービスの提供を図るものです。

例) 文化のまちづくり市税1%支援事業、その他各種補助金

(8) 事業委託

より効果的な事業実施を図るため、優れた特性を持つ市民等に市の事業を委託するものです。

例) 地域で組織されるコミュニティ活動推進委員会へのコミュニティセンター管理委託

(市民活動の促進)

第12条 市の執行機関は、市民活動を促進するため、その自立性と支援の公平性に配慮しつつ、次の施策を実施するよう努めます。

- (1) 市民活動に関する情報を収集し、市民等に提供すること。
- (2) 市民等に対する市民活動の啓発及び相互の連携、交流を図ること。
- (3) 市長が別に定める市民活動助成制度を実施すること。

【考え方】

1 地域課題や市民ニーズが多様化するなかで、市民活動は今後ますますその重要性を増すものと考えます。市としては、市民活動の基本である自主性や自立性を損なうことなく、次の支援を行うことに努めるものとします。

2 第1号

現在行われている市民活動がより効果的に行われるとともに、新たな市民活動が芽生えるように、市民活動や市民活動団体に関する情報を広く収集し、提供しようとするものです。

3 第2号

市民活動に関する市民等の意識向上や参加を促進するため、まちづくりフォーラムや研修会、交流会の開催等をとおして、市民活動に関する啓発や連携、交流を図ろうとするものです。

4 第3号

市民が必要とする多様な公益的サービス提供の一翼を担う、市民活動団体等に対する財政的支援についての努力規定を定めたものです。

(その他)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

【考え方】

- 1 この条例を施行するに際して必要な事項を、規則で定めることについて規定するものです。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

【考え方】

- 1 この条例を平成21年1月1日から施行することを規定するものです。